やまなしテロワールダイニング開催業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告　企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事　長崎 幸太郎

令和８年１１月１７日

１．趣旨

山梨県では、本県の豊かな食材を活用した料理と県産酒のペアリングによる「美酒・美食王国やまなし」ブランドの確立、「食」を目的とした本県への誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、様々な取り組みを行っている。

その取り組みの一環として、若手料理人が県内で開業もしくは成長できるよう、本県における開業促進、成長支援等を目的とした特別ダイニングプログラム及びチャレンジレストランを実施するものである。

また、次世代を担う将来有望な若手料理人から本県が選ばれる地となることを目的に、本県の美酒・美食に関する情報発信を行うためのコンテンツを企画・作成し、料理人へ広くプロモーションを実施するものである。

２．業務の概要

（１）業務名

やまなしテロワールダイニング開催業務

（２）業務内容

別紙「やまなしテロワールダイニング開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（３）予算限度額

金１２，００１，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること

（４）履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（５）企画提案に係る日程

ア	募集開始	令和８年１１月１７日（火）
イ	質問票提出期限	令和８年１１月２６日（木）
ウ	参加申込書提出期限	令和８年１１月２６日（木）
エ	企画提案資料提出期限	令和８年１２月１６日（水）
オ	企画提案書審査	令和８年１２月２２日（火）
カ	審査結果通知	令和８年１２月２３日（水）以降

３．企画提案への参加

（１）参加申込

企画提案への参加を希望する者は、「（２）参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けなければなりません。

（２）参加申込書及び添付資料

次に掲げる参加申込書等を提出すること

ア　企画提案参加申込書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　役員名簿（様式３）

エ　資本関係・人的関係等に関する調書（様式４）

オ　履歴事項全部証明書（書類提出日から３ヶ月以内に発行されたもの、写し可）

カ　商業・法人登記簿謄本（写し可）

キ　直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

※ 事業者概要等の資料がある場合は添付してください。

（３）参加申込書の提出期限

令和８年１１月２６日（木）午後５時まで

（４）参加申込書の提出方法・提出先

電子メールにより、以下のアドレスへ期限までに必着のこと

メールアドレス　山梨県観光振興グループ：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

（５）提案参加資格

共同事業体の場合は、代表事業者が以下の要件を満たすことが条件です。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと
- 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和 3 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１ 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（１）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社をいう。（２）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（２）において同じ）の関係にある場合

（２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

２ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（１）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

④会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ．会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ．会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ．組合の理事

オ．その他業務を遂行する者であって、ア．から エ．までに掲げる者に準ずる者

（２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

３ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記１又は２と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

４．契約形態

公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。

審査の結果、第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行います。企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、「３．企画提案への参加」に記載されている応募資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとします。手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

５．企画提案に係る質問の受付

（１）質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式５）に記載のうえ、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「やまなしテロワールダイニング開催業務委託企画提案公募に関する質問（貴事業者名）」とすること。

メールアドレス　山梨県観光振興グループ：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

（２）受付期間

令和８年１１月２６日（木）正午まで

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年１１月２７日（金）以降に山梨県観光文化・スポーツ部観光振興グループのホームページで公開します。

（４）その他

電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

６．企画提案資料の提出・審査

（１）提出資料

企画提案資料は１参加者につき１件のみとし、次により提出すること。

ア　事業者概要

・事業者の概要が把握できる資料

イ　業務体制

・本業務遂行のための体制が把握できる資料（プロジェクトチームの編成、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績等）

ウ　企画提案資料

・様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること。

・紙媒体及び電子データ両方提出すること。

・紙媒体は、正本を１部、副本（審査委員用）を５部、副本（補助者用）を４部作成し提出すること。

・電子データは、正本データ及び副本データを提出すること。

・プレゼンテーションは、提案者名を伏せて実施するため、副本（審査委員用）には、提案者名を記載しないこと。（紙媒体及び電子データともに）

・企画提案資料のデータサイズは３０ＭＢ以内（印刷した場合、Ａ４横サイズで３０ページ以内、Ａ３版はやむを得ない場合に限る）とし、提出の際は、メール

１送信あたり１０ＭＢ以内とする（１０ＭＢを越える場合はご相談ください)。

エ　見積書

・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載のこと。

・見積額は予算限度額の範囲内とすること。

（２）提出方法・提出先

郵送及び電子メールにより期限までに必着のこと。その際、件名を「やまなしテロワールダイニング開催業務委託企画提案資料（貴事業者名)」とすること。

郵送先：〒400-8501　山梨県甲府市丸の内１－６－１　観光振興グループ

メールアドレス　山梨県観光振興グループ：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

※　電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-8876）

（３）提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

※副本は、提案者名を伏せた審査委員用を５部、提案者名を伏せない補助者用を４部提出すること。

※電子データの提出については、提案者名を伏せたもの、伏せていないもの、両方提出すること。

※提案者名の表示については、提案資料の表紙に限らず、資料中の写真や表・グラフ等に表示されてしまっている場合があるため、十分注意すること。

（４）提出期限

令和８年１２月１６日（水）午後５時必着

（５）審査

ア　実施日時、場所

・令和８年１２月２２日（火）※時間、場所は別途通知します。

イ　審査方法

・提出された企画提案資料及びプレゼンテーションを基に選考委員による審査を行います。ただし、申込事業者が多数であった場合は、提出された企画提案資料のみで審査を行う場合があります。

・プレゼンテーションは、１社２５分（提案資料説明１５分、質疑応答１０分）を予定。資料説明については、１５分が経過した場合、直ちに終了とします。

・審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第一位の者を委託業務実施候補者とします。

・最高得点の者が同点の場合、審査委員の多数決により、委託業務実施候補者を選

定します。

ウ　審査基準

・別添「提案書評価基準」のとおり

エ　結果通知

・審査結果は、提案者全員に令和８年１２月２３日（水）以降に通知します。

オ　その他

・総得点が一位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は委託業務実施候補者に選定しないことがあります。

・プレゼンテーションに使用する書類やデータは、提出された提案者名を伏せた企画提案資料といたします。

・提案説明者は、主担当となる者が行うこととし、会場への入室者は２名以内とします。

・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意しますが、自前のプロジェクター持ち込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とします。会場の都合上、特殊な方法で行う場合は、事前に連絡してください。

・やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外します。

・審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

・審査はオンライン又は書面により行う場合があります。

７．企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とします。

（１）提案に参加する資格のない者が提案したとき

（２）所定の日時までに企画提案資料等を提出しないとき

（３）提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実に反する申し込みや提案などの不正行為があったとき

（４）提案者が、他人の提案の代理をしたとき

（５）事業者選考審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき

（６）本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において次のいずれかに該当するとき

ア　本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき

イ　企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき

８．契約

（１）契約の方法

審査後、第一位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、第一位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議します。

（２）契約保証金

上記（１）で協議が整った者は、定められた期限までに、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号。以下「規則」という。）第１０９条の規定に基づき契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第１０９条の２の規定に該当する場合には、契約保証金を免除します。また、規則第１２０条の規定に該当する場合には、違約金を支払わなければなりません。

（３）その他

ア　仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合があります。

イ　著作者人格権による損害賠償の請求等については、本件契約者においてこれを処理するものとします。

ウ　採択決定後から委託契約締結までの間に、山梨県との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性があります。

エ　災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合があります。その際の契約内容については、山梨県と協議の上、決定することとします。

９．その他

（１）　企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。

（２）　参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。

（３）　提出された企画提案資料等は返却しません。

（４）　本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

（５）　契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。

（６）　特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。

（７）　参加及び企画提案に関する説明会は開催しません。

（８）　災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。

（９）　提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

（１０）提案内容の機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の

保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので、ご了承ください。

（１１）選考経過についての問い合わせは受け付けません。

（１２）この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

１０．問い合わせ先

原則として、５．（１）の質問により問い合わせを行ってください。

その他、質問票によることが適当でない場合は以下まで電子メールにて問い合わせをお願いします。電話での問い合わせには対応できません。

メールアドレス　山梨県観光振興グループ：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp